

平成24年12月28日

照会者名 有賀 隆之 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



平成24年12月6日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、

- ① A社のハイブリッドケーソンの製作請負については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の適用対象とならない。
- ② A社のハイブリッドケーソンの製作・曳航・据付の請負については、建設業法第3条第1項の適用対象となる。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

照会のあった事実において、

- ① A社のハイブリッドケーソンの製作は、建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当しない。したがって、A社はこれを業として営もうとする場合、同法第3条第1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。
- ② A社のハイブリッドケーソンの製作・曳航・据付については、据付が建設業法別表第一のとび・土工・コンクリート工事（総合的な企画、指導、調整のもとに工事を行う場合には、土木一式工事）にあたり、同法第2条第1項に定める建設工事に該当する。したがって、A社はこれを業として営もうとする場合、同法第3条第1項に基づく建設業の許可を受ける必要がある。